

食品営業者の皆さまへ

～食品衛生協会から入会のご案内～

佐賀県食品衛生協会は、公益法人制度改革関連法に基づく公益法人の認定を受けた「公益社団法人」です。

佐賀県食品衛生協会ではこのような事業を行っています。

①窓口でのお手伝い	営業許可申請手続きのお手伝い、営業許可満了の通知
②食中毒予防等のPR	食品衛生月間における普及啓発活動、手洗い実演講座
③食品衛生指導員による活動	食品衛生指導員による巡回指導等、同指導員の養成
④各種講習会の開催	食品衛生責任者講習会(養成講習会・実務講習会)、調理師試験準備講習会の開催
⑤各種共済事業の加入手続き	あんしんフード君(総合食品賠償共済)等の加入手続き
⑥衛生用品の販売	手洗い消毒液、洗浄消毒液、隔測温度計等の販売
⑦事務受託等事業	狂犬病予防注射の受付、水質検査容器貸出等
⑧食品衛生情報の提供	行政からのお知らせ、月刊誌「食と健康」、啓発用パンフ等の配布、協会ホームページ

食品衛生協会に入会されるとこんな特典があります！

・協会に入会された方には食品衛生責任者講習会の受講料に対する補助があります。

※養成講習会(11,000円/税込)は5,500円の補助

※実務講習会(3,850円/税込)は2,750円の補助、年1回受講

・あんしんフード君、食品営業賠償共済(食中毒やコロナでの消毒費用等も対応)などの各種共済に、安い掛金で加入することができます。(協会への加入が必要です。)

※あんしんフード君年間掛金 **1口 8,500円**(飲食店年間売上高3千万円以下の掛金)

(10口まで加入可)支払限度額1口1億円

※10口(10億円)加入した場合の掛金は1口の1.85倍となります。

・営業許可期限満了について事前にお知らせします。

食品関係営業の方にとっては、

- ・消費者の信頼を得るために！
- ・自分のお店を守るために！
- ・自主的衛生管理を実践し、お店の繁栄のために！

「公益社団法人佐賀県食品衛生協会」に入会されるよう、是非ご検討ください。

※入会のお申し込みは、営業所所在地の協会各支部で受け付けています。

公益社団法人佐賀県食品衛生協会の会費等

1 入会金	5,000 円	
2 年会費	(1) 許可業種	3,000 円+2 業種目から 1 業種 2,000 円 (併せて届出業種を営む場合の届出分は 0 円。)
		さらに仮設も加入 2,000 円/仮設の施設
	(2) 届出業種	3,000 円/施設

※許可業種の方にあつては、なるべく、許可期間分の会費の前納をお願いします。

他に、許可申請手数料、共済掛金等をご準備ください。

※会費の詳細については、協会各支部へお問い合わせください。

啓発用ビデオ・DVD の貸し出しを行っています。

食品衛生協会では、会員の方や事業者のために食品衛生管理や食中毒予防等の啓発用ビデオ・DVD の貸し出しを行っています。従業員の研修や地域での集会等にご利用ください。

ビデオ・DVD の内容確認や貸出申込は、直接協会に電話していただくか、お近くの食品衛生指導員さんを通じてお申し込みください。

ホームページに食品衛生関係の最新情報や各種講習会の日程等を掲載していますので、ご活用ください。

公益社団法人佐賀県食品衛生協会ホームページ

<http://saga-shokkyou.com/>

Eメールアドレス

shokukyo@cup.ocn.ne.jp

ご意見・要望等お寄せください。

佐賀県食品衛生協会の支部一覧

支部名	住所	電話・FAX
公益社団法人佐賀県食品衛生協会 □佐賀中部支部	佐賀市八丁畷町 1-20 佐賀中部保健福祉事務所内	0952-31-1324 FAX 0952-31-1315
公益社団法人佐賀県食品衛生協会 □鳥栖支部	鳥栖市元町 1234-1 鳥栖保健福祉事務所内	0942-83-7766
公益社団法人佐賀県食品衛生協会 □唐津支部	唐津市大名小路 3-1 唐津保健福祉事務所内	0955-72-8558
公益社団法人佐賀県食品衛生協会 □伊万里支部	伊万里市新天町 122-4 伊万里保健福祉事務所内	0955-23-2141
公益社団法人佐賀県食品衛生協会 □杵藤支部	武雄市武雄町昭和 265 杵藤保健福祉事務所内	0954-22-2975

公益社団法人 佐賀県食品衛生協会

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

佐賀県健康福祉部生活衛生課内

電話・FAX 0952-28-0266